

消防団員の処遇改善等について

1 目的

消防団員の処遇改善等について、消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日消防地第171号消防庁長官助言）により示された内容等を踏まえ、必要に応じて更なる処遇改善等の対応を行う。

2 対応結果（処遇改善等通知以降）

(1) 消防団員の報酬及び費用弁償の個人支給【令和4年度から】

消防団員報酬は個人支給、費用弁償は各分団への支給としていたが、令和4年度からの支給については、ともに個人支給とした。

(2) 機械器具点検【令和4年度から】

各分団において、月2回実施している機械器具点検の費用弁償について、各団員月1回を上限とし支給していたが、機械器具点検実施回数である月2回を上限とし支給することとした。

(3) 費用弁償支給基準の変更【令和5年度から】

西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例により日額3,000円を支給していたが、令和5年度からは、1回3,000円、大規模災害時等で出動が長時間（7時間45分を超える）にわたる場合は、1日当り8,000円を支給できるよう条例改正を行った。

(4) 費用弁償から出動報酬への変更【令和5年度から】

消防庁長官からの助言に従い、費用弁償を出動報酬に変更した。

3 今後の検討事項

〔定年年齢の引上げ等について〕

現在の消防団員の定年年齢は、西東京市消防団条例第4条のとおり60歳以下の者であることから、消防団員の定年は、61歳の誕生日の前日となっている。

令和4年度には地方公務員法が改正されることを踏まえ、消防団においても定年年齢を65歳に引き上げるることについて、消防委員会へ付議した。

消防委員会からの意見等を踏まえ、結果として令和4年度中の対応は見送ることとなったが、令和5年度は改めて団員へのアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえ消防団としての方向性を決定する予定である。